



令和7年度

京都市立桂坂小学校

「学校いじめの防止等基本方針」



総 則

(1) 目的

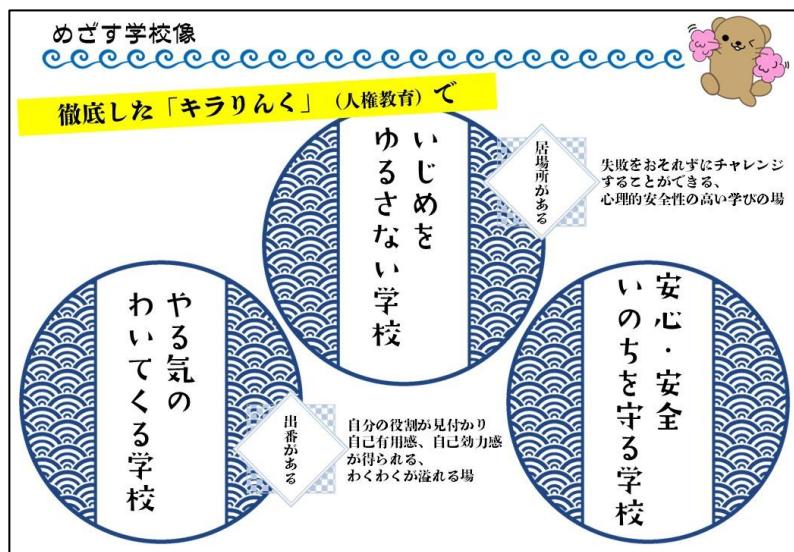
いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼす。いじめが不登校の要因となることも少なくなく、自殺等重大な危険を生じさせる恐れもある。

いじめはどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、すべての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。また、昨今いじめは、「遊び」や「悪ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある児童生徒間トラブル、いじめを受けている児童の認知が曖昧であるなど、いじめかどうかの見極めが難しくなってきている側面もある。

しかしながら本校では、子どもの尊厳を保持する目的の下、国の「いじめ防止対策推進法」および京都市の「いじめの防止等に関する条例」に基づき、児童間で生じるさまざまな事案に真摯に向き合い、躊躇なく「いじめである」「いじめにつながる」と認知することが重要であると考える。それが、真に子どもを守ることにつながるからである。

この根本的な考え方を堅持しつつ、平成29年3月に改訂された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容や京都市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」等の取組の一層の充実を図ることを決意し、基本方針を策定する。

本校では、*<その手で未来を創りだす 桂坂の子～かかわる、つながる、そして、かがやく～>*を学校教育目標に掲げ、自己実現・社会参画・社会貢献の



基盤づくりを意図した教育活動を展開する。そこには、豊かな人権感覚、人権に関する知識技能、また自己有用感・自己効力感の高揚が不可欠であることから、学校教育を貫く大きな軸として「キラりんく」を位置付けた。つまり、学校教育目標と有機的に連動する「キラりんく」（人権教育）目標<自分の居場所と出番を実感し、自他の人権を尊重しながら行動できる児童を育てる>を設定したのである。

キラリ、輝こう。りんく、かかわり、つながろう。人と人とが大切に思い合う、自分も人も幸せになれる、ちがいをせめるのではなく助け合い補い合う、そんな学校にしたいという願いを込めた「キラりんく」を合言葉に「いじめを許さない学校」の実現をめざす。日常的に、発達支持的生徒指導を重視した学級・学年経営、人間関係形成に取り組み、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通う指導」を徹底し、「いじめ見逃しゼロ」にむけて組織的に対応していく。

（2）基本理念

いじめは、学校問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても起こりうる。また、学校だけでなく、公園や塾、課外の習い事等、多くの子どもが集う場でも起こりうる。情報化が加速度的に進み、ICT機器の所有・使用が低年齢化する現代社会において、無料通話アプリ等を使用したネットいじめも多数報告されており、その実態把握はますます難しくなっている。

また、いじめ問題の解決に向けては、いじめに関わる子どもたちの個人的特性や家庭環境、それらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これらさまざまな要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合が少なくない状況もあり、わたしたち一人一人が当事者意識をもって「自分ごと」として社会全体で解決をめざしていくことが肝要である。

本校教職員は、危機管理意識を高くもち、子どもを守り抜くために、以下の行動理念に従って教育活動に従事する。

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であるという、一貫した強い信念をもち、「ならぬものはならぬ」という毅然とした態度で子どもと向き合う。
- ② 教職員の言動が、子どもに大きな影響を及ぼすことを自覚し、笑顔と声掛けによる包摂感あるかかわりを心がけ、大人のモデルとしての品位を保って指導にあたる。
- ③ いじめられている子どもの立場に立って、共感的に寄り添い組織的に対応する。
- ④ 子どもの発する小さなサインを見逃さず、子どもの声にしっかりと耳を傾け、真摯に受け止める姿勢で信頼を得る。
- ⑤ 日ごろから子どもとのふれあいを大切にし、児童理解に努め、信頼関係を築くとともに、児童相互が認め合い、補い合う豊かな関係づくり、人権尊重の風土に根差した学校づくりをすすめる。
- ⑥ 学校や子どもの様子を積極的に家庭や地域に発信し、協働して子どもの学びと育ちを実現する。



いじめ対策委員会

(1) 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー
(問題発生にあたっては、当該学級担任) ※ケースにより、関係教職員

(2) 役割

【未然防止】

- ・いじめの未然防止、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)の情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・上記に係る情報があったときには、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめをおこなった児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【取組の検証等】

- ・「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」が学校の実情に即して機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。(PDCAサイクルの実行)

【役割等の周知】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等を、児童や保護者・地域等へ周知する。

(3) 開催時期

定例委員会(毎月1回)を開催。ただし、緊急時の対応の場合はその時に応じて開催する。

(4) 児童、保護者・地域への周知方法

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を「学校だより」「学校ホームページ」等で保護者及び地域へ発信する。
- ・地域へは、学校運営協議会理事会や各種団体の会議等において、校長・教頭より周知する。



学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

◆ 学習環境の整備

- ・児童の社会性や規範意識を養うための教室掲示を心掛ける。
※「学校教育目標」「学校のきまり」及び学級の実態に即応した人権に関わる目標等
※児童の主体的な活動、自己効力感や自己有用感を獲得した場面等
- ・児童が安心して学習に取り組めるよう、学年の実態に合わせて話型や発表の仕方等、学習時の規律(約束やルール)を掲示する。
- ・児童が考えた月ごとの行動目標を決め、児童、教職員が共通理解して取り組む。
- ・学校図書館を充実させる。
※他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養える図書、読書の意欲が高まるような図書
- ・教室の衛生や美化及び危険箇所の排除に努め、児童が気持ちよくすごせる環境を保つ。(「割れ窓理論」の一掃)

◆ 授業改善の充実

- ・「子どもを主語にした」授業づくり わくわくするダイナミックな授業への転換
- ・育成をめざす資質・能力に向かうカリキュラム・マネジメント
- ・UD化された、どの子にもわかりやすい授業
※学習問題(めあて)の提示、構造的な板書、まとめ・ふりかえりの充実
※わかりやすい学習規律
※基礎・基本の定着

◆ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「キラりんく」(人権教育)を通して身に付けさせたい資質・能力を設定し、取組に反映させる。(生命・尊厳・集団・役割・コミュニケーションの5観点で)
- ・「キラりんく」(人権教育)をすすめるにあたって重視する4つの側面について、その実践内容を明確化し、すべての教職員が正しい認識の下、取組を推進するようにする。
- ・問題のある言動については、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした態度で指導を徹底する。
- ・「特別の教科 道徳」の授業の充実を図る。
- ・「なかよしトーク」…朝会の校長講話に合わせて、聞きっぱなしではなく、アウトプット(対話)の時間を設ける。
- ・カリキュラム・マネジメント表に基づいて、意図的・計画的に人権に関わる授業を実施し、児童のふりかえり等はすぐーる等で保護者にも配信する。

◆ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習やその他の体験学習を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・運動会などの学校行事を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・児童会活動や縦割り活動、ピア・サポート、学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。また、児童自身のメタ認知を高められるように、キャリア・

パスポートに確実につないでいく。

- ・ 西総合支援学校の児童・生徒との交流やふれあいの里の方との交流、地域人材のを通して、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ 12月の人権月間には、「キラりんく音楽祭」を開催する。

◆ 児童どうしの絆づくり

- ・ よいところを認め合い、意見の違いに折り合いをつけながらお互が高まり合える雰囲気作りをする。(育成をめざす資質・能力のうち、「対話共感力」「レジリエンス」にかかる部分)
- ・ 「話をしっかり聞くことは、人を大切にすることである」ことを前提に、授業中を中核にし、あらゆる場で話を聞く姿勢・態度を養うための指導・支援を行う。
- ・ お互いの感性や努力が認め合える場や時間、連帯感や仲間意識を高められる取組を設定する。(発達支持的生徒指導が生かされる集団づくり)
- ・ 正しい問題解決の方法を定着させる。いじめの対処の仕方(傍観者にならない)や、いやな思いをした時の対処の仕方(帰りの会の活用・先生に相談)を適宜指導する。
- ・

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

◆ 日常の児童に関する情報共有

- ① 見逃しのない日常観察(毎日:学級・学年担任、担任外教職員)
- ② 学級の課題を毎回交流する学年会(原則毎週:学年主任)
- ③ 学年の課題を報告できる委員会、こころ部会(毎月:生徒指導主任、こころ主任)
- ④ 機動力・実効力ある生徒指導組織(定例、臨時:生徒指導主任)
- ⑤ 普段から児童の実態を伝え合う、立ち話のできる風通しの良い職員室(毎日:全教職員)
- ⑥ 保護者や地域から情報が入ってくる関係づくり

◆ 児童に対する定期的な調査

① アンケートの実施

- ・ 年2回の「がっこうせいかつのふりかえり」(学校評価期間)および記名式いじめアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握(全学年)
- ・ クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し(4~6学年)

② 教育相談の実施

- ・ アンケートに基づく積極的な教育相談週間の実施(全学年)
- ・ スクールカウンセラーの取組の周知の徹底、スクールカウンセラーとの連携による教育相談(隨時)

◆ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ① 定期的な懇談会、日常の連絡や家庭訪問の実施による相談機会の確保と情報の共有
- ② 定期的な「生徒指導委員会」や「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

◆ 基本的な考え方

正確な事実確認と被害児童の保護を最優先にした迅速な対応を行う。事実が確認された場合には、被害児童への支援、加害児童と学級・学年集団への厳正な指導、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡、外部への対応を適正に行うとともに、解消・改善及び再発防止に向けて、全教職員で最優先事項として取り組む。

◆ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ① 速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録（被害の態様、状況、構造、動機、背景、人間関係・パワーバランス等）
- ② 被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ③ 組織的な対応
- ④ 重大事態の防止
- ⑤ 加害児童への責任ある指導
- ⑥ 学級、学年等の集団全体を見据えた指導
- ⑦ 保護者との連携
- ⑧ 関係機関との連携

◆ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

（児童）デジタルシチズンシップ教育の推進 京都×教育DXビジョンの積極的運用

（教職員）SNS、オンラインゲーム等を通じて起こっている問題行動や「いじめ」対応についての研修

（保護者・地域）SNS、オンラインゲーム等の害やいじめについての啓発活動

◆ いじめの解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

・ いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。

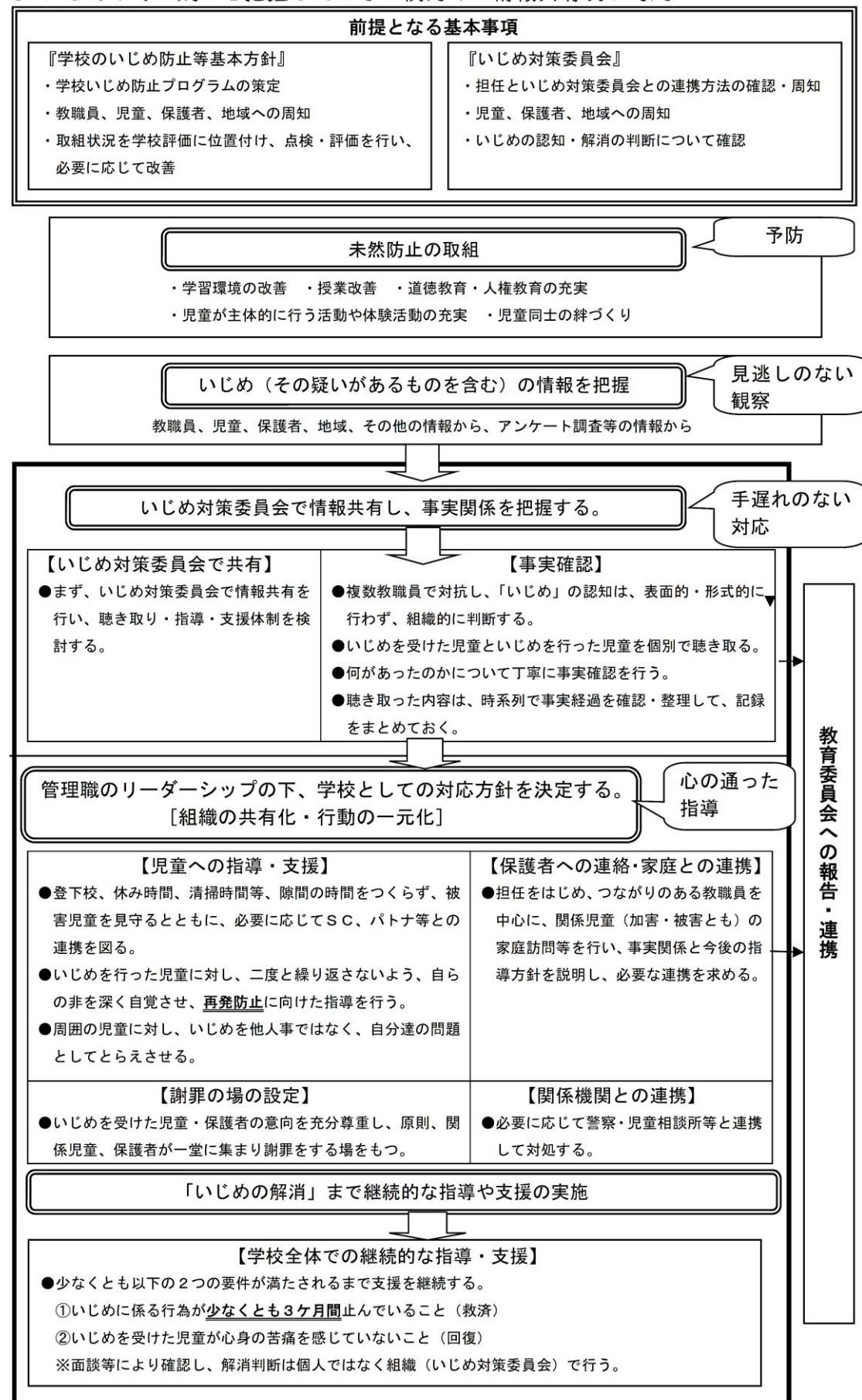
1) 目安として少なくとも3ヵ月以上いじめに係る行為が止んでいること。

2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

・ 再発防止に向けた取組

「解消している」状態に至った場合、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察することとする。

○ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



(4) 教職員の資質・能力向上の取組

◆ 基本的な考え方

全教職員の資質向上を目的として、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を実践する力量を養うための研修を計画的・継続的に実施し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。また、いじめに係る情報を抱え込むことが法の規定に違反しうることについて、共通理解を徹底する。

◆ 研修の内容・実施時期

4月 「生徒指導基本方針」の共有 「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解

通年 上記方針に従っての学年会や部会→「報告」「連絡」「相談」を密に

6月 いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会

8月 人権感覚、生徒指導力を磨く研修会(早期発見・積極的認知)

10月 児童理解研修

3月 ケーススタディといじめに関する指導力の自己評価



保護者・地域・関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・桂坂小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「桂坂小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。また、スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を発信・周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

※キラりんく参観、かざらっ懇談会で、保護者への呼びかけを行う。

※可能な場合、非行防止教室、情報モラル教室の保護者の参観を実施する。

(2) 関係機関との連携推進

- ・事案によっては警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所やスクールカウンセラー等との連携を図り、被害児童や加害児童の精神的ケアを図る。



重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて、重態事態が発生した旨を市長に報告する。

その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

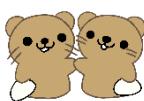
また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態の定義】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・ 速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。
- ・ 京都市教育委員会が調査主体となった場合、その指示のもとで資料の提出などを行い、調査への協力をする。
- ・ 本校が調査主体となった場合、本校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行い、京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて、必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。
- ・ 重大事態の防止のために、被害児童の保護を最優先に考えた対応をし、加害児童には責任ある指導をする。また、その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし、京都市教育委員会に報告する。
- ・ 周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。



年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

(※ ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。)

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質・能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<p>職員会議 「学校いじめの防止等基本方針」の策定 年間計画と役割の明確化 いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認と共有</p> <p>いじめ対策委員会① 校内体制や組織的対応の共有 児童・保護者への周知方法について検討</p> <p>生徒指導委員会 今年度の指導の重点、計画の共有</p>	<ul style="list-style-type: none">・着任式、始業式・入学式・学級開き・学級目標づくり・道徳の時間・非行防止教室(5年)	<ul style="list-style-type: none">・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年)・前担任より新担任への核に綱引継ぎと管理職、教務主任との情報共有	<ul style="list-style-type: none">・あいさつ運動・授業参観・学級懇談会・学級懇談会の中で保護者へ呼びかけ
5	<p>いじめ対策委員会② 学校いじめの防止等の基本方針の共通理解 いじめ等、児童の実態についての確認</p> <p>生徒指導研修会 いじめ等、児童の実態について共有 クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて話し合いのできる学級づくりについて</p>	<ul style="list-style-type: none">・憲法月間の校長講話の中で、いじめの問題について話す。(いじめ対策委員の紹介)・たてわり活動(顔合わせ)・道徳の時間・修学旅行(6年)・1年生をむかえる会・法教育(6年)・情報モラル教室(5年)・非行防止教室(2年)		<ul style="list-style-type: none">・憲法月間「学校だより」で呼びかけ・希望制個人懇談会・休日参観・教育説明動画配信で保護者に呼びかけ
6	<p>いじめ対策委員会③ いじめ等、児童の実態について共有</p> <p>生徒指導研修会 いじめを見逃さない実践力の育成を目指した研修会</p>	<ul style="list-style-type: none">・たてわり活動・道徳の時間・教育相談(個別面談)・花背山の家野外活動(5年)	<ul style="list-style-type: none">・いじめ記名式アンケート(1回目)全学年実施、学年集約と共有	<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会で説明①
7	<p>いじめ対策委員会④ いじめ等、児童の実態について共有</p>	<ul style="list-style-type: none">・たてわり活動・道徳の時間・教育相談(個別面談)・委員会ラリー	<ul style="list-style-type: none">・学校評価のためのアンケート(児童・保護者)・生徒指導実践上の4つの視点ふりかえり(教職員)	<ul style="list-style-type: none">・個人懇談会

	<p>いじめ対策委員会⑤ いじめアンケートの結果について共有 いじめ等、児童の実態について共有 生徒指導研修会 人権感覚、生徒指導力を磨く研修会(早期発見・積極的認知) 薬物乱用防止教育・生命(いのち)の安全教育研修会 職員会議 いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・キッズプラン展覧会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価結果の集約と考察、共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明②
8	<p>いじめ対策委員会⑥ いじめ等、児童の実態について共有 未然防止に向けた取組の確認 職員会議 学校評価の結果の考察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・教育相談(個別面談) 		
9	<p>いじめ対策委員会⑦ いじめ等、児童の実態について共有 記名式アンケートの実施に向けて 生徒指導研修会 児童理解研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 	<p>クラスマネジメントシート(4~6年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会
10	<p>職員会議 クラスマネジメントシートの結果について共有 いじめ対策委員会⑧ いじめ等、児童の実態について共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・緑道清掃(6年)、落ち葉拾い(全) 	<p>いじめ記名式アンケート(2回目)全学年実施、学年集約と共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キラりんく参観、かざらっ懇談会
11	<p>いじめ対策委員会⑨ いじめ等、児童の実態について共有 年間計画の見直し 職員会議 いじめアンケートの結果について共有 いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・キラりんく音楽祭 ・個人懇談会 ・小中連携(6年) ・かざらっこパーク 	<p>学校評価のためのアンケート(児童)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」 ・個人懇談会
12	<p>いじめ対策委員会⑩ いじめ等、児童の実態について共有 クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・あいさつ運動 	<p>学校評価のためのアンケート(保護者)</p>	
1	<p>いじめ対策委員会⑪ いじめ等、児童の実態について共有 年間を通してのいじめ事案の経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・作品展 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導実践上の4つの視点ふりかえり(教職員)・ ・学校評価結果の集約と考察、共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観・懇談会 ・学級懇談会

	<p>生徒指導研修会(年間反省) 今年度の反省と次年度への課題 いじめ事案の経過と課題の共有 職員会議 学校評価の結果の共有</p>			
3	<p>いじめ対策委員会⑫ いじめ等、児童の実態について共有「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認 年間計画の見直し ケーススタディといじめに関する指導力の自己評価 職員会議 次年度の基本方針の確認</p>	<p>【共有】 ・たてわり活動 ・道徳の時間 ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式</p>	<p>・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約 ・アンケートの原本の保管(5年保存)</p>	<p>・学校運営協議会で説明③</p>
<p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p>				
<p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。</p>				
<p>事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。</p>				